三郷市紙おむつサブスクリプションサービス

仕様書

１．目的

三郷市立保育所に在籍する児童の保護者のうち、紙おむつサブスクリプションサービス（以下、「サービス」という。）の提供を希望する保護者にサービスを提供し、保護者の負担軽減および保育業務の効率化を図る。

２．サービス概要

（１） 三郷市立保育所を利用する児童の保護者と事業者において直接契約を行い、保育所から紙おむつ等の注文を事業者が受け、保育中の必要数量を上限無く保育所へ納入する。なお、保護者は１か月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。

（２） 利用期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

ただし、利用期間終了９０日前までに双方から申し出がなかった場合には自動的に利用期間を１年間更新するものとし、翌年以降も同様の取扱いとする。

また、令和９年３月から１ヵ月以上の試験運用期間を設け、効果検証を行う。試験運用終了後のサービス提供の本格開始は令和９年度の４月を予定する。（日曜日・祝日を除く）

（３） 対象

ア　上口保育所（三郷市上口１－２０８）

イ　丹後保育所（三郷市早稲田８－７－５）

ウ　高州保育所（三郷市高州２－２５９－２）

エ　さくら保育所（三郷市彦成４－４－１６）

オ　彦成保育所（三郷市彦成２－２７８）

カ　早稲田保育所（三郷市早稲田３－１８－１３）

３．サービス提供に係る事項等

（１） 紙おむつ等の品質に関する事項

サービス提供にあたり、事業者が提供する紙おむつ等の品質については、一般的に市販されている紙おむつ等の品質水準とすること。

また、サイズについては、新生児から幼児までが使用するため、一般的に市販されているサイズを保証した供給を行うこと。

（２） 利用料に関する事項

サービス提供に係る利用料については、利用枚数に関わらず、利用契約に対して均一の月額利用料を設定すること。また、利用料の支払い方法についても、保護者の負担軽減が図れるよう簡易な方法とすること。

なお、一つの家庭での兄弟利用等の割引は可能とするが、紙おむつのブランド品質等による差を設けた複数の価格帯が選択可能な価格設定は認めない。利用の条件に対して同一の条件で価格を設定し、保護者が利用しやすい低廉な価格設定とすること。

（３） 紙おむつ等の発注に関する事項

紙おむつ等の発注は、保護者負担軽減の観点から保育所職員による発注を原則とする。発注方法は事業者が作成した簡便な発注ツールを使用する等、情報機器の操作に不慣れな職員でも容易に作業をおこなえる方法とし、保育所職員の負担軽減にも配慮すること。

（４） 紙おむつ等の配送に関する事項

紙おむつ等が迅速かつ確実に発注元の保育所に配送されるよう、適切な配送体制を整えるとともに、交通法規違反となる駐停車や近隣住民等の迷惑となる行為を行わないこと。

また、１回の配送に係る最低配送数や配送時期の間隔の設定について、おむつ等の保管スペースに限りがある実情を踏まえた配慮を行うこと。

（５） サービス利用状況等の三郷市すこやか課への情報提供

サービス利用の提供開始後は、毎月のサービス利用率や事業者が保護者から受けた意見等、保護者の個人情報に係る部分に配慮し、速やかに三郷市すこやか課へ情報提供を行うこと。

（６） 契約の締結に関する事項

事業者選定後、本サービスの契約については、サービス提供事業者とサービスを利用する保護者との直接契約とし、申込手続き、契約内容および契約解除の手続きなど、必要な事項を明示した利用案内資料等をあらかじめ保育所に配付すること。

利用契約に係る個人情報の取扱いについては、サービス提供事業者の個人情報保護方針を契約する保護者から事前に同意を得た上で契約すること。

（７） 個人情報の保護

実施施設は、事業の実施に伴い知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならないほか、個人情報の取扱いにつき最大限の注意をするものとし、関連する法令等を遵守すること。 なお、事業終了後においても同様とする。

（８） その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様に定めない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。